

## 宮崎県生成 AI ポリシーの概要

本資料は、企画提案に当たり、本県の生成 AI 利用に対する考え方を参加事業者に共有することを目的として、庁内生成 AI ポリシーの要点を抜粋・要約したものです。

### はじめに

職員等が分掌する業務において生成 AI を徹底的に活用し、行政サービスの飛躍的な向上並びに生産性の向上及びさらなる効率化を実現することを目的に、次のような考え方を生成 AI 利活用の基本方針として掲げています。

### 1 本県の生成 AI の利活用方針

- ・ 生成 AI 等の新たなデジタル技術を日常の業務に積極的に取り入れ、活用する。
- ・ 生成 AI を活用した業務効率化や改善により、県民と向き合う時間を創出し、より県民の利益となる行政サービスの提供を行う。

### 2 職員の行動指針（生成 AI を「かしこくつかう」7つのポイント）

- ① か：確認しよう、根拠と正しさ忘れずに
- ② し：失敗を恐れず、まずは「普段使い」から
- ③ こ：効率化で、県民と向き合う時間を創出
- ④ く：工夫して、行政サービスの質を向上
- ⑤ つ：使いこなし、仕事のスタイルをアップデート
- ⑥ か：確認しよう、根拠と正しさ忘れずに
- ⑦ う：うまく使おう、仕事の相棒

### 3 業務における生成 AI の利用

職員等は生成 AI の積極的な利用に努めなければならない。また、以下の業務等においては、特に生成 AI の積極的な利用に努めること。

- ・ 文書の作成及び校正
- ・ 文書の要約及び依頼内容の整理
- ・ 企画の検討
- ・ 資料の構成の検討及び素案の作成
- ・ 資料を視覚的に理解可能とするための画像及び図表の作成

### 3 遵守すべき事項

- ・ 生成物に虚偽情報、差別的表現、倫理に反する表現その他の不適切な内容が含まれている可能性を理解し、自己の責任で内容を確認すること。
- ・ 生成物が第三者の知的財産権等を侵害することのないよう確認すること。
- ・ 生成 AI を利用して作成した画像・動画を外部へ公開するときは、生成 AI を利用した旨を明示すること。